東北アジア体育・スポーツ史学会日本支部会則

1999年8月6日制定

第1章 総 則

- 第1条(名称)本会の名称は東北アジア体育・ス ポーツ史学会日本支部とする。
- 第2条(目的)本会は会員の研究活動を奨励し、体 育・スポーツ史研究の発展を図り、会員相互 の連絡を図ることを目的とする。
- 第3条(事務局)本会の事務執行機関として事務局 を置く。

第2章 事

- 第4条 本会は上記の目的を達成するために次の事 業を行う。
 - 1、会報、会員名簿及び『東北アジア体育・ スポーツ史研究』の発行
 - 2、その他、本会の目的に必要な事業

第3章 会 員

・第5条 本会の会員は本会の目的に賛同し、会費を 納入する者とする。

第4章 会 費

第6条 本会の会費は年額2,000円とする。

第5章 役 員

第7条(役員の種類と定数)本会には次の役員をお < .

- 1、会 長 1名
- 2、監 事 2名
- 3、理 事 10名以内
- 4、事務局長 1名
- 5、幹 事 1名

第8条(役員の任期) 役員の任期は総会終了時から 第7章 委 次期総会終了時までとする。ただし再任は妨 げない。

第9条(役員の選出)すべての役員は会員の中から

選出する。

- 1、会長、監事及び理事は投票によって選 出する。
- 2、事務局長は理事の中から理事会の同意 を得て会長が任命する。
- 3、幹事は会長が事務局長と協議して任命す る。

第10条(役員の役割)

- 1、会長は本会を代表し、会務を総括し各会 議を召集し職務を遂行する。
- 2、監事は事業、会計を監査する。
- 3、理事は総会の決定に基づき、会務を審議 執行する。
- 4、事務局長は会長の指揮、監査を受け、事 務を管掌する。
- 5、幹事は事務局長を補佐し、事務局の事務 を執行する。

第6章 会 議

第11条(会議の種類)本会の会議は定期総会、臨 時総会及び理事会とする。

第12条 (総会の召集)

- 1、定期総会は学会大会期間中に開催する。
- 2、会長が必要と認めたとき、及び会員の3 分の1以上の要請があったときに臨時総会 を召集する。
- 第13条 (総会の機能) 総会は本会の最高議決機関 であり、学会期間中に開催して次の事項を審 議決定する。
 - 1、会則の改正
 - 2、事業の計画と報告
 - 3、予算と決算
 - 4、役員の選出
 - 5、その他
- 第14条 (理事会の機能) 総会に提出する議案の調 慗

第15条(編集委員)

1、『東北アジア体育・スポーツ史研究』を

編集するために編集委員を選出する。

2、編集委員は理事の中から理事会の同意 を得て会長が任命する。

第8章 会 計

第16条 本会の会計年度は4月1日から翌年3月 31日までとする。

第9章 補 則

第17条(施行細則)会則の施行に必要な事項は別 に定める。

付 訓

本会則は1999年8月6日から施行する。

第9条細則(役員の選出)

- 1、役員の選出は、改選年度の総会の一月 前に投票によって行う。このための選挙 管理委員会は理事会において組織する。
- 2、いずれの役員も任期は改選時の総会終 了時から次期改選年度の総会終了時まで とし、再任は妨げない。
- 3、事務局の置かれる機関に所属する会員 が理事に選出されない場合には、会長推 薦の理事をおくことができる。